

## 「産学連携による技術者の育成について」

財団法人岩手県南技術研究センター

所長 小田嶋 次勝



現在の日本人の豊かな生活は、「ものづくり産業」の上に支えられている。しかし、2007年以降はいわゆる団塊世代が順次定年を迎えて行くことから、これまでの高度な技術とノウハウを受け継ぐものづくりの技術者や技能者の育成が急務となり経済産業省、文部科学省が産学連携による人材育成事業を提言し、スタートさせ今日に至っている。

### ものづくりに重要な3大要素とは

ものづくりの基盤は、大学等の研究者が実験や理論によって裏付けされた知的情報や幅広い知識、これらの知財を実際の現場へと応用して創出された高度な技術、そしてこれらの技術情報を自分の手で実践に活かした匠の技とも言える技能、この3要素がかみ合っ初めてものづくりが可能になっていると思われる。

### 何故、産学連携による技術者の育成か

技術の英語名は Technology ですが、この頭文字の T は、技術者に必要な要素を表現しているように思われる。即ち、T の横の棒は幅広い教養や知識を身に付けることを、縦のそれは高い専門性や洞察力を磨くことを表している。従って、これらの要素を享受し、一層の能力や資質を高めるために産学連携は必要不可欠なキーワードです。

### 当センターの産学連携の取り組み

岩手県南技術研究センターは、地域企業の研究開発力、技術力の向上を応援するため岩手県と一関市が施設を整備し、両磐の市・町と企業等により設立された財団法人です。事業内容は、研究開発事業、ものづくり人材育成事業そして地域連携事業に重点を置いて活動しています。特に急速に進展する技術革新や情報化・国際化等、地球環境の変化に的確に対応できる企業の人材を育成するため、平成18年から20年にかけて経済産業省の援助を受けて「一関高専を活用する中小企業の人材育成事業」に取り組んでいます。また、この事業と連携を図りながら一関地域人材育成事業及びものづくり総合力対策事業を実施しています。人材育成事業を円滑に促進するため、異業種交流組織や関係機関・団体等との共同による産学官交流会を毎月第3水曜日に開催し、有機的連携による活動を促進しています。

最後に、上杉鷹山の「成せばなる 成さねばならぬ 何事も 成らぬは人の 成さぬなりけり」の精神で人材育成を目指しています。

## 平成 20 年度組合代表者会議開催

本会では、2月17日(火)に盛岡市のメトロポリタン盛岡ニューウイングで、中小企業を取り巻く経営経済動向の把握と、会員組合とのコミュニケーションを深め、業界の発展と地域振興に資することを目的に、「平成 20 年度組合代表者会議」を開催した。

出席した組合代表者は約 120 名。来賓として(株)商工組合中央金庫盛岡支店長 和田晴朗氏、岩手県信用保証協会 常務理事 笹木正氏、三井生命保険(株) 岩手支社長 高木康一氏、岩手県火災共済協同組合 常務理事 高橋純一氏にご出席いただいた。

会議は 3 部構成で行い、第 1 部は、各業界・組合がおかれている現状や課題について共通認識を深める場として「業種別会議」を開催。建設・製造業(参加者 22 名)、商業(参加者 22 名)、流通・サービス業(参加者 21 名)の 3 グループに分かれ、組合及び組合構成員企業の抱える金融、雇用等経営上の諸課題について、また、国・県・中央会等に対する意見や要望を収集した。

各業界の現状、特に、昨今の金融危機の影響、原油高による燃料及び原材料等への影響、規制緩和による業界の競争激化、地方財政の逼迫による公共工事等の減少の影響、経営状況の悪化による雇用問題、大型店の影響による商店街の衰退への対応等、多くの意見・要望が出された。



「業種別会議」・・・建設・製造業及び流通・サービス業の模様)

第 2 部は、経済ジャーナリスト 財部誠一氏より「2009 日本経済の行方」をテーマに講演いただいた。

景気報道の実態やジャーナリストとしての景気現状の認識、中国・アジア地域の経済情勢、地域で頑張っている中小企業の実例、今後の日本経済が辿るべき進路など、大変示唆に富み意義深い内容であった。



特別講演 政治ジャーナリスト・経済評論家 財部誠一氏

講演風景

第 3 部では、「中央会重点事業の概要」について説明の他、岩手県から「いわて農商工連携ファンドの概要」(次頁参照のこと)、(株)商工組合中央金庫から「危機対応業務(金融支援制度)」について紹介。

会議終了後は、本年の中小企業組合及び組合員の発展を祈念し、新春交賀会を兼ねた交流会を開催した。

## いわて農商工連携ファンドの創設について

岩手県では、国の「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成 20 年 5 月 23 日交付)」の実施を受け、平成 21 年 3 月に「いわて農商工連携ファンド」を創設すると発表した。

このファンドの目的は、地域経済の活性化のため、中小企業者と農林漁業者との連携体が行う創業や新事業展開への支援を行うことであり、ファンド総額は 29 億 1 千万円(うち、中小企業基盤整備機構より 20 億円、金融機関から 9 億円、岩手県が 1 千万円)、これを 10 年間運用し、1 年間の運用益を約 4 千万円と見込んでおり、この運用益を原資として支援を行うこととしている。

今後のスケジュールとしては、平成 21 年 3 月上旬には公募を開始、4 月には第 1 回審査会開催、第 1 回目の助成金交付先を決定し、助成対象事業を開始することとしている。

本件お問い合わせ先：中央会 統括指導センター 電話 019-624-1363 E-mail:webmaster@ginga.or.jp まで。

目 的：創業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者と農林漁業者の連携体を支援

対象者：中小企業者と農林漁業者の連携体

助成率：1/2 以内(県北・沿岸地区は 2/3 以内)

限度額：500 万円

期 間：最長 3 年以内(原則単年度)

申請先：財団法人いわて産業振興センター

助成対象経費：

事業実施のために必要な市場調査・動向調査に要する経費

会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金・旅費、職員旅費他

新商品・新技術・新役務の開発研究又は事業化に要する経費

原材料費、研究開発用機械装置又は工具器具の購入等、工業所有権等の導入に要する経費、検査分析費、委託費他

販路開拓のために要する経費

展示会等出展経費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、雑役務費他

経営、技術に関する研修等の人材養成のために要する経費

会場借料、印刷製本費、研修費、資料購入費、通信運搬費、借料または損料、消耗品費他

その他：中小企業者と農林漁業者との連携体が、連名で申請書を作成提出する。提出された申請書について、審査会において審査を実施(審査会は年 3 回程度実施予定。)。事業実施期間は、原則事業開始から 1 年間、最大で 3 年間。

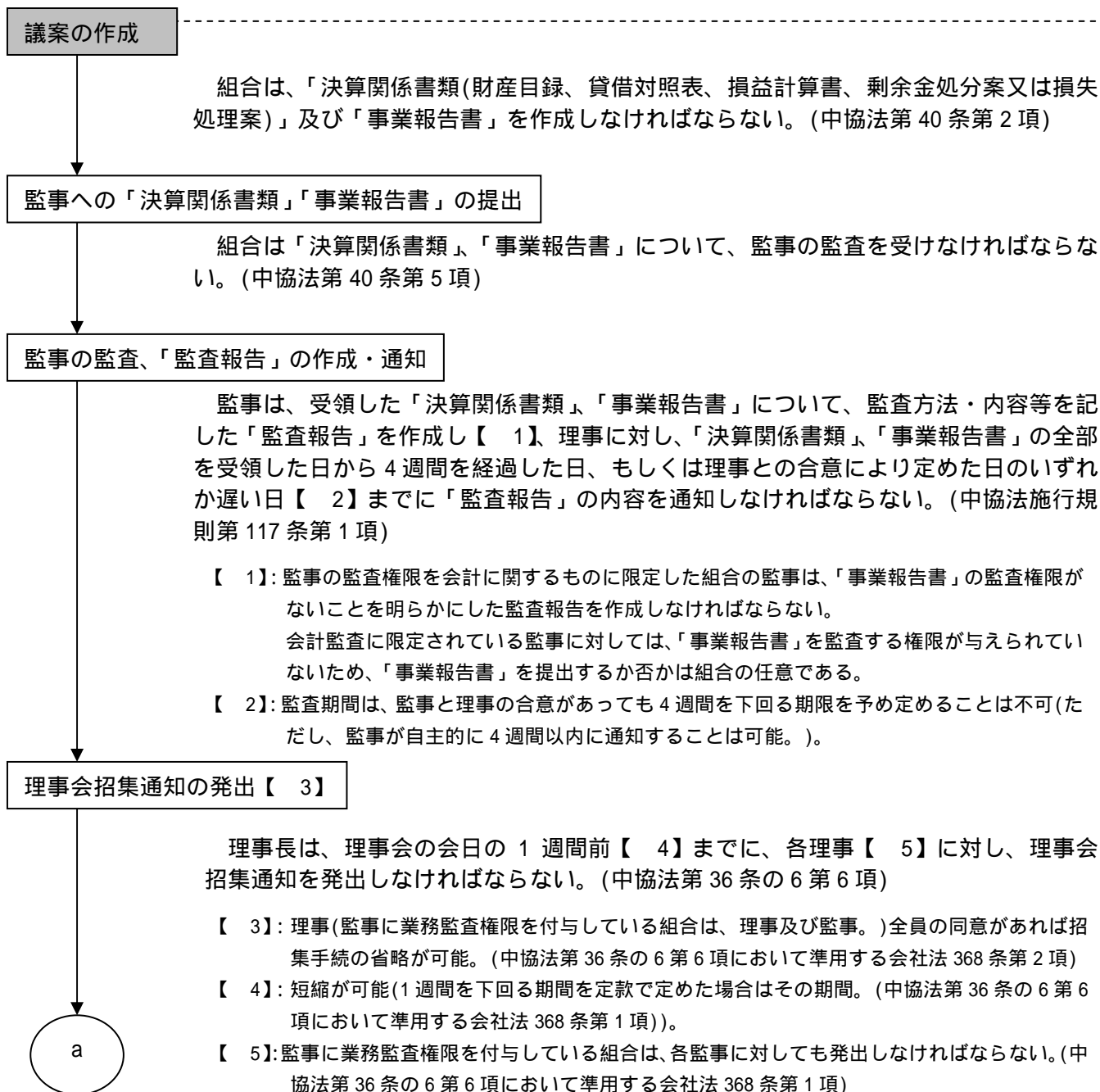
## 総会開催の手続について

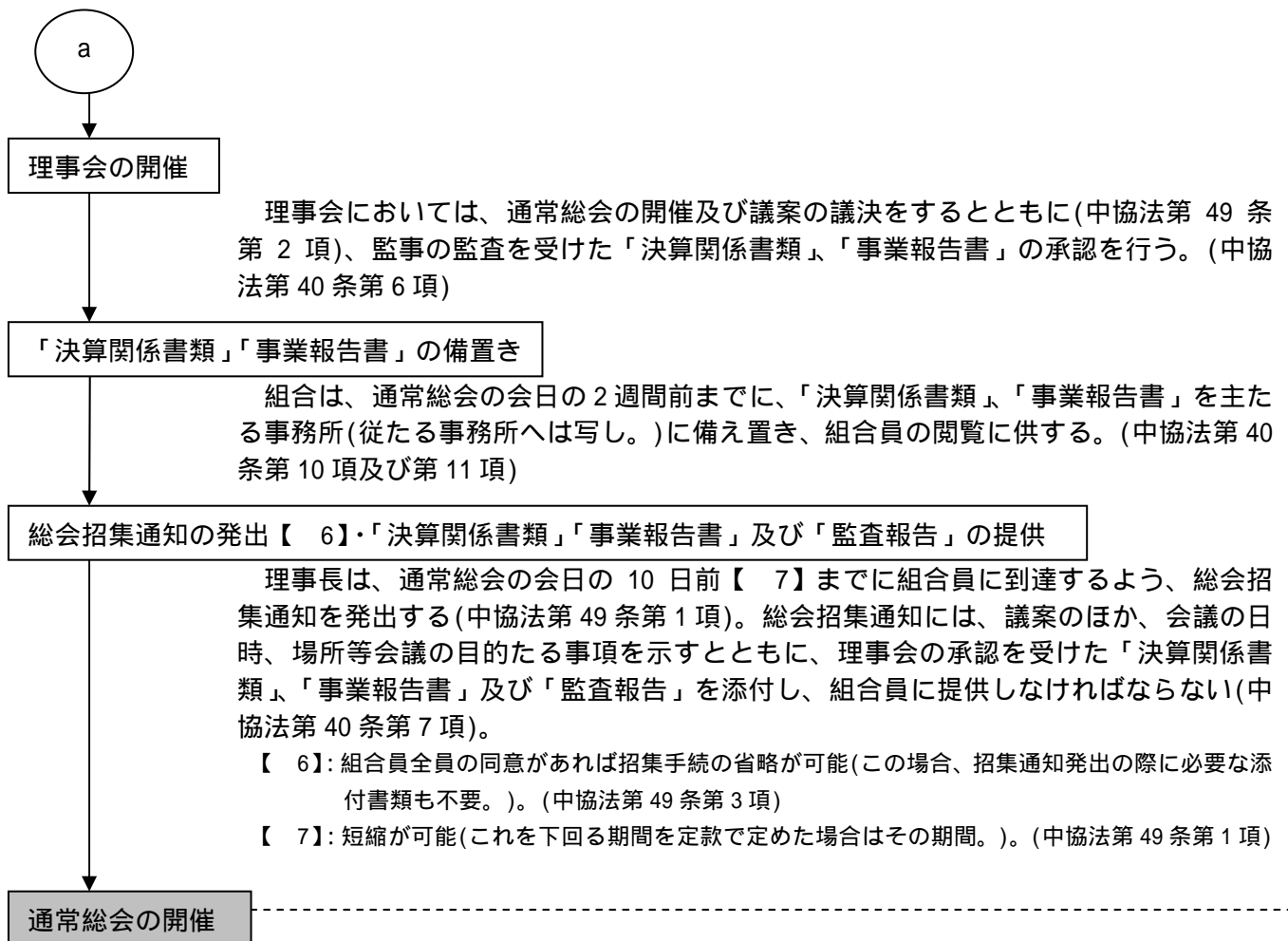
平成 19 年 4 月 1 日より施行された改正組合法により、決算関係書類等に関する手続が下記のとおり明確化された。通常総会の招集通知を发出するにあたっては、決算関係書類と事業報告書及び監査報告を合わせて提供しなければならない。以下、総会開催までの手続・スケジュールについて説明する。

### 【決算関係書類等に関する手続】

1. 決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。
2. 理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類、事業報告書及び監査報告を通常総会の通知とともに組合員に提供しなければならない。
3. 組合は、通常総会の 2 週間前までに決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所(従たる事務所へは写し)に備え置かなければならない。

### 1. 総会開催までのスケジュール





## 2. 通常総会の招集

### 1. 招集通知とともに提供する必要書類

通常総会の招集には、日時、場所及び議案の内容を記載した開催案内とともに、理事会で承認された決算関係書類、事業報告書、監査報告を併せて提供(書面の場合は郵送。)しなければならない。(収支予算や事業計画案などは、事前提供は求めてられていないが、組合が必要と認めた書類を事前に提供することは差し支えない。)

定款で定めれば、組合員全員の同意がある場合には、総会の招集手続を省略できる。

また、この場合には法令による決算関係書類、事業報告書、監査報告を組合員に事前に提供する必要はない。

### 2. 監査期間について

監事が監査報告を理事に通知するまでの期間は、組合から決算関係書類(業務監査権限を有する監事は事業報告書を含む。)を提供されてから、原則として 4 週間をあげることにされている。

監事に対し、監査報告書を 4 週間以内に提出するよう求めることはできない。

(ただし、監事が自主的に 4 週間以内に監査報告書を提出することは可。)

組合と監事との合意により、監査報告書について、監事へ決算書類の提出から 4 週間以降での提出日を事前に決定することは可能。

従って、監事の監査に要する期間を見極め、関係書類の作成期限を予め決定することが必要。

### 3. 決算関係書類の備置き

総会開催の 2 週間前までに決算関係書類の備置きをしなければならない。通常総会の招集が全員同意により省略できたとしても備置きする必要がある。

### 3. 事業報告書の記載事項

事業報告書は、中小企業等協同組合法施行規則(以下、「施行規則」という。)の規定に基づいて作成することが義務づけられている。

施行規則に規定されている記載事項に対応した事業報告書の様式例は下記のとおり。なお、記載事項に該当しないものは記載の必要はない。

.....

#### 事業報告書(様式例)

自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

組合

#### 事業活動の概況に関する事項

1 事業年度末日における主要な事業内容・当該事業年度における事業の経過及びその成果(当該事業年度における主要な事業活動の内容・経過及び成果を事業ごとに記載)

(1) 共同購買事業

事業内容と経過の概要  
事業の成果

(2) 事業

2 増資及び資金の借入れその他の資金調達の状況

#### 資金実績表

自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

資金運用実績		資金調達実績	
1 固定資産投資	0	1 増資	0
2 借入金返済額	0	2 当期純利益金額	0
3 出資・利用分量配当金	0	3 減価償却費	0
4	0	4	0
5 差引運転資金の増減	0		0
<b>資金運用合計</b>	<b>0</b>	<b>資金調達合計</b>	<b>0</b>

3 設備投資の状況(当該事業年度中に実施した設備投資の状況を記載)

組合会館・組合事務所 各 箇所  
工場・倉庫 各 箇所  
駐車場 各 箇所

4 業務提携等重要事項の概要(業務上の提携、子会社にする会社の株式又は持分の取得、事業全部又は一部の譲渡又は譲受・合併・その他の組織再編成があった場合には、その状況を記載)

5 直前3事業年度の財産及び損益の状況

項目	前期	前々期	前々々期
資産合計			
純資産合計			
事業収益合計			
当期純利益金額			

6 対処すべき重要な事項・組合の現況に関する重要な事項(対処すべき課題等、組合の現況に関する状況を記載)

#### 運営組織の状況に関する事項



- 1 前事業年度における総会の開催状況(前事業年度中に開催した総会の状況(開催日時、出席組合員数、主な議案の議決状況)を記載
- 2 組合員数及び出資口数の増減(出資口数の区分は適宜変更)

(出資1口の金額 円)

出資口数	前年度末 現在		期間中移動						本年度末 現在	
			加入		脱退		口数変更			
	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数
1口										
5口以下										
10口以下										
30口以下										
50口以下										
50口超										
合計										

3 役員に関する事項

- (1) 役員の氏名及び職制上の地位及び担当
- (2) 兼務役員についての重要な事実(組合の役職以外に就いている外部会社等における役職、ただし員内役員については、組合にあっては組合員企業における役職、連合会にあっては会員組合における役職、所属員企業における役職を除く)
- (3) 辞任した役員の氏名
- (4) 辞任の理由

4 職員の状況及び業務運営組織図

(1) 職員の状況

	前期末	当期増加	当期減少	当期末
人数	人	人	人	人
平均年齢	歳	歳	歳	歳
平均勤続年数	年	年	年	年

(2) 組織図

(3) 組合と協力関係にある組合員が構成する組織の概要

5 施設の設置状況(主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地等)

6 組合の運営組織の状況に関する重要な事項

**その他組合の状況に関する重要な事項**

**改正組合法に対応した議事録・決算関係書類の様式**

本会のホームページに議事録・決算書関連書類の様式を掲載(下記 URL からダウンロードが可能。)

(議事録様式).....総会議事録・理事会議事録

(決算関係書類様式).....事業報告書・監査報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書・剰余金処分案・損失処理案

URL : <http://www.ginga.or.jp/ginga/download/download.html>

本会ホームページ<http://www.ginga.or.jp>のトップページ左部「Main Menu」内にある『各種様式のダウンロード』からも閲覧可能。



### セーフティネット貸付制度等の概要について

昨今の景気後退により経済環境が悪化するなか、(株)商工組合中央金庫及び(株)日本政策金融公庫では、総務省より危機対応業務発動の指示を得、資金繰りに苦慮している中小企業者に対する新たな貸付制度を以下のとおり創設している。今回は両機関の新たな貸付制度の概要について紹介する。

#### 【商工組合中央金庫】 「中小企業向け危機対応業務（損害担保付貸出(注)）」

中小企業等向け損害担保付貸出の概要

資金の名称	対 象	貸出限度額	貸出期間
経営環境変化対応資金	一時的な売上・利益額減少の業況悪化等の対応のため必要とする設備・運転資金	7億2千万円	設備 15年以内 (据置2年以内)
金融環境変化対応資金	取引金融機関からの取引条件悪化等の対応の為、必要とする設備・運転資金	3億円	運転 5年以内 (据置1年以内)
災害復旧資金	災害復旧に必要な設備・運転資金	1億5千万円 (組合:4億5千万)	設備・運転 10年以内 (据置2年以内)

(注)損害担保付貸出とは、日本政策金融公庫の一部補償により必要資金を融資する仕組み。

「中堅」企業等向け損害担保付貸出も別途設けられている。いずれの融資に当たっても商工中金の所定の審査が必要。詳細については、株式会社商工組合中央金庫盛岡支店 電話 019-622-4185 まで。

#### 【日本政策金融公庫】 「セーフティネット貸付」

貸出資金の概要

資金の名称	対 象	貸出限度額		貸出期間
		上段：国民生活事業(小規模企業向け)	下段：中小企業事業(中小企業向け)	
経営環境変化対応資金( )	社会的・経済的環境変化等による業況悪化への設備・運転資金	4千8百万円(注) 7億2千万円		設備 15年以内 (据置3年以内)
金融環境変化対応資金( )	金融機関との取引状況変化に対応する為の設備・運転資金	4千万円(別枠) 3億円(別枠)		運転 8年以内 (据置3年以内)
取引企業倒産対応資金	関連企業倒産に伴う経営困難に対応する為の運転資金	3千万円(別枠) 1億5千万円(別枠)		運転 7年以内 (据置2年以内)

(注)生活衛生セーフティネット貸付(運転資金のみ)の融資限度額は、5千7百万円。

( ) 経営環境変化対応資金・金融環境変化対応資金の対象者で、最近の売上、利益率等が減少するなど、業績が特に悪化している場合には、金利を0.3%引き下げる。

相談態勢の強化

- ・相談受付センター等による相談時間の拡充...通常17時までを19時までに延長。
- ・土日、祝日に相談センター等において電話相談を実施...9時から17時まで。

融資に当たっては政策金融公庫の所定の審査が必要。資金の詳細については、株式会社日本政策金融公庫盛岡支店 中小企業事業(電話：019-623-6125) 国民生活事業(電話：019-623-4376) まで。



## 若手経営者連携交流フォーラム開催

「平成 20 年度若手経営者連携交流フォーラム」を 1 月 28 日(水)に盛岡市ホテルルイズにおいて、会員青年部員等約 60 名の出席のもと開催した。

フォーラムは、交流研究会活動事例発表、基調講演、交流会の 3 部で構成され、中央会千葉専務理事、佐藤青年中央会会長の挨拶の後、事例発表に入った。

事例発表では、今年度の中央会事業の一つである「若手経営者等連携促進育成事業」にて、他団体等との交流研究会を実施した、盛岡卸センター経営研究会(会長 平野佳則)、岩手塾～岩手を学ぶ会～(塾長 佐藤康)がそれぞれの活動内容について発表。

盛岡卸センター経営研究会では、組合員の減少や、地価価値の低下、就労人口の減少等の問題を解決し、卸団地の活性化を図るため、土地の用途変更を行い地域活性化に取り組んでいる宮城県の仙台卸商センター経営研究会と交流会を実施。

岩手塾～岩手を学ぶ会～では、岩手に更に観光客を呼び込むため、顧客を引き付ける食材、料理を発掘することを目的に「岩手県地域食材研究プロジェクト」を立ち上げ、岩手県青年醸友会と連携し、平泉の世界文化遺産登録を見据えた平泉の食文化の勉強会等を実施。



盛岡卸センター経営研究会 会長 平野佳則  
氏による事例発表



岩手塾～岩手を学ぶ会～ 理事 平野由紀子  
氏による事例発表

基調講演では、「たこ焼きで敗者復活!!～カリスマ社長が語る商売繁盛の秘訣～」と題し、有限会社「ひっぱりだこ」代表取締役社長 揚野雅史氏にご講演いただいた。

その後、講師を交えての交流会に移り、参加者は交流と情報交換の輪を広げた。

講演の詳しい内容につきましては、青年部機関誌「ACT」に掲載予定ですので、そちらをご覧ください。



(有)ひっぱりだこ代表取締役社長揚野雅史氏  
による記念講演

## 改正組合法講習会開催

平成19年4月1日に中小企業等協同組合法が改正されたことにより、本会としてもその改正内容について、会員組合の皆様へ会報掲載、啓蒙普及パンフレット送付をはじめ、特に昨年度は県内8地区延べ9回の啓蒙普及講習会を開催し、その周知徹底を図ってきた。

今年度も更なる啓蒙普及のため、改正組合法講習会を2月13日に一関市で、同月23日には盛岡市の計2会場で開催し、組合事務局の方々をはじめ、約100名の参加を得た。

同講習会の第1部では改正組合法に対応した議事録の作成、総会開催手続き及び定款変更の際の留意点について説明、第2部では事業報告書、決算関係書類及び監査報告書の作成等について講習した。

なお、組合法改正に係る質問については、随時本会で受けているので、気軽に相談いただきたい。また、上述の書類作成等の際は、既に配布の「新しい中小企業組合制度の概要」(右表紙イメージ)と今回同封の「新しい中小企業組合制度への対応のための100問100答」(右表紙イメージ)を参照されたい。

(資料の追加請求は、本会連携支援部まで TEL : 019-624-1363)



講習会(盛岡会場)受講風景



## 第2回商店街サミット開催

岩手県商店街振興組合連合会では、2月10日に、北上市のツインモールプラザにおいて、今年度第2回目となる商店街サミットを開催した。今回のテーマは「連携」。出席者は県内の商業者、商工支援団体、行政職員を中心に約60名。

第1部の基調講演では、「ナイトバザール」の仕掛け人として有名な「みやのかわ商店街振興組合(埼玉県秩父市)」の理事長島田憲一氏が、地域が元気になる連携のあり方について講演。

第2部のパネルディスカッションでは、当地における連携事例として、北上市十字路商店街振興組合連合会会長の小野寺勉氏と北上都心開発(株)取締役管理部長の佐藤恒雄氏から発表があり、多様な連携の重要性を説明した。



みやのかわ(商振)の島田理事長



### 外国人研修生・実習生受入の適正な対応について

現下の急激な経済情勢の悪化に伴い、外国人研修生や技能実習生にも影響を与えることが懸念されることから、厚生労働省は受入の適正な対応を要請している。要請は以下のとおりである。

新たに研修生受入を予定する団体・企業においては、受入企業の事業運営の正確かつ確実な見通しに基づき、慎重に受入判断を行うこと。

既に研修生及び技能実習生受入を行っている団体・企業においては、研修生及び技能実習生が当初の研修・技能実習計画を全うして帰国することが出来るよう、最善の努力をすること。

予定した研修・技能実習の継続に努めつつも、やむなく労働条件等を変更する場合や、受入を中断する場合には、その事情を研修生・技能実習生に懇切・丁寧に説明し、正確な理解を得るよう努めること。また、研修生・技能実習生が研修・技能実習の継続を希望する場合は、その旨を地方入国管理局に申し出るとともに、新たな受入機関を探すこと。

受入団体・企業においては、関係法令を遵守し、関係機関とも十分に相談の上、一方的に不利益な取り扱いが行われないよう慎重な対応を図ること。

お問い合わせは、厚生労働省職業能力開発局海外協力課 外国人研修推進室技能実習係 電話 03-5253-1111 内線番号 5952 まで。

#### ～改正組合法 Q & A～

本欄では、組合法改正に伴い本会指導員がお問い合わせを受けた質問・疑問について、一問一答形式でお答えします。

Q、総会議事録の作成について、中協法に署名又は記名押印の規定が見あたりませんが、本当に署名又は記名押印の必要はないのですか。

A、この質問は、組合事務局だけでなく、行政庁担当者からも問い合わせを受けた内容です。

総会の議事録について中協法第 53 条の 4 では「総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。」とあるため、主務省令(施行規則)を確認してみますと、第 113 条(総会の議事録)では議事録記載内容についての記述しかなく、「署名又は記名押印」の規定が見あたりません。

一方、理事会の議事録(中協法第 36 条の 7)では「～出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印～」とあります。以上を見ると、総会議事録には署名も記名押印も不要なのか、という捉え方をされても不思議ではありません。これは改正組合法が会社法を準用していることから生じたものです。

会社法 318 条 1 項及び会社法施行規則 72 条 3 項には株主総会議事録の作成について記載がありますが、やはり署名・記名押印義務は言及されていません。会社法の立法担当官によると「株主総会の議事録に対する出席取締役等の署名には、取締役会議事録に対する署名とは異なり、法的な意味がなく、偽造や真正性の問題が署名や記名押印を要求することによってどれだけ解消されるかについても程度問題にすぎないことから、特に法令上、署名等を義務づける必要性がないと考えられた」のがその理由です〔相澤哲・郡谷大輔「新会社法関係法務省令の解説(1)会社法施行規則の総論等」(旬刊商事法務・1759、15 頁)〕。

今回の改正では、署名等の義務が廃止されただけであり、その行為自体を否定している訳ではありませんので、組合の定款で総会議事録に出席理事の記名押印を行う旨が定められている場合は、定款規定に基づいて記名押印することは差し支えありません。なお、登記の際の議事録への押印については、登記官によって判断が異なることがありますので、事前に申請先の法務局に確認することが必要です。

## ～ 先進組合事例のご紹介～

全国中央会が、毎年共同事業等に先進的に取り組んでいる組合事例を収集し、発行している「先進組合事例抄録」から、毎月本誌面で全国の組合を紹介する。

## 兵庫県葬祭事業協同組合連合会

所在地	〒661-0026 兵庫県尼崎市水堂町3丁目19番8号			設立	昭和61年3月
出資金	40,650千円	電話番号	06-6434-3327	F A X	06-6434-3350
地区	兵庫県	主な業種	葬祭業	組織形態	-
組合員数	2組合(所属員22人)	専従理事	1人	組合従業員	8人
U R L	<a href="http://www.cleri-net.or.jp">http://www.cleri-net.or.jp</a>				

コープこうべと連携しつつ、安心・納得・明瞭等の生活者視点で時代のニーズに即した葬儀ブランド「クレリ」の業績向上を通じて、葬儀会館保有など所属員の業容を拡大

## 背景と目的

大手互助会グループ等との競争が激化している中、葬儀料金やサービス内容の明確化をはじめ、生活者視点で時代のニーズへの柔軟な対応を目指した。即ち、大手のコープこうべと業務提携を結び、葬儀ブランド「クレリ」の認知度と業績向上を図った。具体的には、生活者の困り込みを目指し「if 共済会への加入」を促進し、クレリファンを獲得する一方、自助・自立のテーマを掲げ、自ら広告やサービス水準向上、生活者満足獲得に積極的に取り組んだ。

## 事業・活動の内容

連合会は、24時間365日受注体制や販促媒体の作成等に務め、所属員である専門業者が葬儀施行を担う。共同事業対象であるクレリ葬の用品・消耗品の企画開発には所属員の意向も反映され、利用率はほぼ99%である。年間2,000件獲得が目標のif 共済会では、90%以上がクレリ葬利用に結びつく中、所属員もクレリ事業とともに、業容を拡大している。当連合会の㈱クレリシステムもホームページ運用や、会館見学&お葬式セミナー、生前準備講座ほか、生活者とのコミュニケーション戦略を実践中である。IT活用面でも利用者アンケート分析が営業活動に生かされ、ネットでのお葬式見積もり、伝票デジタル化を実施。週刊FAX通信での活動情報の取得、小額備品・会葬品等共同仕入、クレリ自由祭壇等の共同利用、連合会作成チラシの有償利用、融資受入・事業計画書策定・市場調査面サポート等の所属員利点があげられる。

## 成果

平成18年度は4年連続増収増益。利用者アンケート満足度も95~96%と高評価である。葬祭事業の社会的評価や信頼向上への貢献の成果もうかがえる。もしもの時に備えてのif 共済会は、平成19年9月現在で12,200会員を獲得し、62,000人を登録。まもなく15所属員が自ら葬儀会館を持つまでに、所属員はクレリ事業と共に、業容を拡大している。所属員への様々な便益提供とともに、経営全体での改革が図られている。



## 「中小企業経営安定資金(県単融資)」の融資枠の拡大(岩手県庁)

岩手県では1月26日、先の12月に融資枠の拡大(236億円規模)を行った「中小企業経営安定資金」について、緊急保証制度の活用により利用が急増している実体を踏まえ、融資実績が年間資金枠の236億円を超える見込みが確実となったことから、融資枠の更なる拡大をし、年間融資枠を400億円とすることを発表した。

本件のお問い合わせは、岩手県商工労働観光部 経営支援課 金融担当 電話 019-629-5541～5542 まで。

## 「中小企業倒産防止共済」制度に関する注意 (中小企業庁)

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、「中小機構」という。)が運営する中小企業倒産防止共済制度と関係があると誤信させるようなFAXが中小企業者に送付され、中小企業者が入会金を銀行口座に振り込んでしまうという案件の報告があり、中小機構では注意を促している。当共済制度は、中小機構が運営する共済制度であり、またこの制度で、共済貸付時に保証会社の「保証」を取ることはない。なお、「全国商工振興保証協会」「全国商工保証協会」「商工振興組合」は、中小機構とは関係がないので注意すること。

本件の詳細は、(独行)中小企業基盤整備機構経営安定企画課 電話 03-5470-1540 まで。

## 「融資保証金詐欺」等に関する注意 (岩手県警察)

岩手県警察では、中小企業の経営者等に対し、実際には融資しないにもかかわらず融資を申し込んできた者に対し、「融資するから保証金が必要」等の理由をつけて、現金を騙し取る詐欺(融資保証金詐欺)等が今年になって多発しているため、注意を呼びかけている。手口としては、「低金利で融資します」というダイレクトメール等につられて連絡をすると、融資する前の保証金として「エクスパック(定形小包郵便)」で送金するよう指示される等。昨年1年間の同詐欺の被害額は、5,347万円、件数で74件。

本件の詳細は、警察安全相談電話(短縮ダイヤル) 9110(019-654-9110) 又は最寄りの警察署生活安全課、交番・駐在所まで。岩手県警HP：<http://www.pref.iwate.jp/~hp0802/hurikome/hurikome.html> を参照。

## 「不動産登記の登記事項証明書」等の様式が変更 (法務省)

不動産登記の登記事項証明書、閉鎖登記事項証明書、登記事項要約書の様式の一部が変更されることとなった。変更内容は次のとおりとなっている。 用紙が「A4判よこ型」から「A4判たて型」に変更 表題部の「原因及びその日付」「登記の日付」が統合され、「原因及びその日付〔登記の日付〕」に変更 権利部(甲区)の「原因」「権利者その他の事項」が統合され、「権利者その他の事項」に変更 証明書等の「主たる建物」、「敷地権の目的たる土地の表示」と「担保の目的たる権利の表示」の表記がそれぞれ「主である建物」、「敷地権の目的である土地の表示」と「担保の目的である権利の表示」に変更。

なお、将来的には全国の登記所で様式変更されるが、盛岡地方法務局管内の変更実施日は追ってホームページ等で公表される。また利用者は今回の変更之际、変更登記等の手続きは要さない。

本件の詳細は、法務省民事局内のホームページ <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji162.html> を参照。



## 「下請保護情報ネットワーク」の創設（厚労省・公正取引委員会・経産省）

公正取引委員会では、下請事業者の保護の強化のため「下請事業者支援特別対策」を実施し、下請取引の一層の適正化推進を図っている。この対策の一環として、経済産業省・厚生労働省と連携し、下請事業者の更なる保護を図るため「下請保護情報ネットワーク(通報制度)」を、昨年12月2日より開始した。

具体的には、労働基準監督機関が事業場に対して監督指導を実施した際、労働基準法第23条(金品の返還)等または最低賃金法第4条(最低賃金の支払)の法違反が認められ、背景に下請法第4条の違反行為(買ったとき、下請代金減額等の11項目の禁止事項)のおそれがある場合、各労働機関及び厚生労働省・公正取引委員会・経済産業省の各機関同士で速やかに通報を行い、親事業者に対する立ち入り検査の他、勧告や公表を行う仕組みとなっている。

本件の詳細は、公正取引委員会 事務総局経済取引局 取引部企業取引課 電話 03-3581-3373(直通) または公正取引委員会のホームページ <http://www.jftc.go.jp> を参照。

## 「SaaS(ソース)基盤システム」3月稼働（経産省）

経済産業省では、SaaS(ソース)基盤システム(インターネットを活用したソフトウェア機能のサービス提供システム)を開発し、3月に稼働すると発表した。中小企業のニーズが高い「給与計算」「税務申告」「財務会計」「販売管理」等、合計で34のアプリケーションの提供を行い、月額料金は、3,000円～15,000円前後で調整中。来年度50万社の参加を見込んでおり、IT活用による経営力底上げにつなげる意向。

本件の詳細は、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課 電話 03-3580-6073 またはJ-SaaS情報提供サイトのホームページ <http://www.j-saaskensyu.jp/> を参照。

## 【会 員 動 向】

協同組合宮古市魚菜市场	<b>大漁祭を開催</b>	1/25
	協同組合宮古市魚菜市场(坂下正明 理事長)は、三陸の味覚を一堂に集めた大漁祭を開催、大勢の来場者で賑わった。	
協同組合紫波町ポイントカード会	<b>割増商品券を販売</b>	2/6
	協同組合紫波町ポイントカード会(北田照義 理事長)は、定額給付金の支給を見据え、割増商品券の販売を実施。1万円で1万1千円分の商品券を発行し、2月6日～8日に盛岡南ショッピングセンター・ナックスにて販売した。	
陸前高田商業振興協同組合	<b>スタンプ1.5倍交換イベントを開催</b>	2/15
	陸前高田商業振興協同組合(小谷隆一 理事長)は、2月15日に「生活応援キャンペーン」と題し、組合で発行している「はまなすスタンプ」を1.5倍の額面の買い物券に交換するイベントを開催。	



～総務省統計局からのお知らせ～

**平成 21 年度経済センサス・基礎調査の実施に関する協力をお願い**

7月1日、平成21年経済センサス 基礎調査が全国一斉に行われます。調査の結果は、国、都道府県、市区町村が地域開発や都市計画など私たちの生活をより良くするために必要な基礎資料となります。調査方法は、6月中旬から調査員がお伺いして直接調査票を配布・回収する方法が主となりますが、一部については総務省、都道府県もしくは市区町村から郵送等により調査票を配布・回収する方法で行います。調査票が届きましたら、必ずお受け取りになって、もれなくご記入ください。調査員がお伺いした場合は、必ず「調査員証」を携行していますので、安心してご協力をお願いします。

**講習会開催のご案内**

**組合監査講習会**

日 時：平成 21 年 3 月 17 日(火) 13:30～  
 場 所：アイーナ(いわて県民情報交流センター)  
 (盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号)  
 詳細については本会統括指導センターまでお問い合わせ下さい。



**岩手県中小企業団体中央会第 54 回通常総会開催(予定)のご案内**

日 時：平成 21 年 5 月 13 日(水) 15:00～  
 場 所：盛岡市ホテル東日本 (盛岡市大通3丁目3-18 TEL:019-625-2131)  
 詳細については本会連携支援部までお問い合わせ下さい。

**主要日誌 (2月1日～2月28日)**

<b>中央会主催事業</b>	
2/ 9 地域力拠点創業セミナー 労務管理セミナー	2/12 子育てにやさしい環境づくり推進協議会 自立的まちづくり推進シンポジウム
2/10 第2回商店街サミット	2/13 いわてクリーンエネルギーフェア実行委員会 子育て支援懇談会
2/12 第2回異業種連携支援事業(二戸市)	2/18 農水産物輸出促進セミナー
2/13 改正組合法講習会(一関地区)	2/19 経済団体等情報交換会 いわて農商工連携促進会議
2/17 組合代表者会議	2/20 岩手フード・コミュニケーション・プロジェクト(FCP)セミナー
2/19 労働契約等個別相談会(盛岡地区)	2/23 花巻市中心市街地新規出店者審査委員会
2/20 官公需懇談会	2/24 中小企業緊急雇用安定助成金説明会 岩手県公設試験研究機関合同研究事例発表会
2/23 改正組合法講習会(盛岡地区)	2/25 岩手経済懇話会
2/24 下請代金法トップセミナー	2/26 地域力拠点事業連絡会議 新現役チャレンジ支援岩手協議会 YOSAKOI さんさ実行委員会
<b>関係機関・団体主催行事への出席等</b>	
2/ 4 第4回岩手県分権推進会議	
2/ 5 自治体等職員のための貿易ビジネス勉強会 地域力拠点東北地区連絡会議	
2/10 岩手銀行「経済見通し説明会」	